

暮らしの相談

記載があるもの以外は、全て祝・休日を除きます。
 ㊦は事前に予約が必要です。㊧は電話での相談も可能です。

相談	開催日	開催時間	相談会場	問い合わせ・予約先
市民相談 ㊧ 市政への要望や生活上の困りごとなど	月・火・金曜日	9時30分～14時30分 (受け付け14時まで)	市役所 2階市民相談室	経営政策課 ☎㉟9121
弁護士相談 ㊦	11日(水)、17日(火)、25日(水)	13時～16時	受付場所 市役所 4階経営政策課	経営政策課 ☎㉟9121 相談は30分以内 予約開始 2日(月)8時30分～電話で。
行政書士相談 交通事故(後遺症)、相続・遺言、離婚、成年後見	18日(水)	13時～16時	市役所 2階202会議室	経営政策課 ☎㉟9121
	6日(金)、13日(金)、27日(金)	13時～17時	市民活動センター 2階	
	6日(金)	13時～16時	大野支所第31会議室	
	12日(水)	13時～16時	佐伯支所第2会議室	
相続・後見相談	8日(日)	13時～16時	あいプラザ	経営政策課 ☎㉟9121
年金・労働相談	10日(火)	13時～16時	市役所 2階202会議室	経営政策課 ☎㉟9121
行政相談 国や特殊法人への意見・要望	18日(水)	13時30分～16時	大野支所第31会議室	経営政策課 ☎㉟9121
	26日(水)	13時30分～16時	市役所 2階202会議室	経営政策課 ☎㉟9121
就業支援相談 ㊦	第2・4水曜日	12時30分～16時30分	市役所 2階市民相談室	産業振興課 ☎㉟9140
心配ごと相談 ㊧ 日常生活上の悩みごとや対人関係のもつれ、困りごとなど	火・金曜日 ※3日(祝)は2日(月)に変更	13時～16時	あいプラザ	廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局 (あいプラザ内) ☎㉟0783・☎㉟1616
	水曜日 ※4日(祝)除く		佐伯社会福祉センター	同佐伯事務所(佐伯社会福祉センター内) ☎㉟0868・☎㉟1005
	第2～4水曜日		吉和福祉センター	同吉和事務所(吉和福祉センター内) ☎㉟2883・☎㉟2514
	木曜日 ※5日(祝)除く		大野支所	同大野事務所(大野支所内) ☎㉟3294・☎㉟3275
	第1～3月曜日		宮島福祉センター	同宮島事務所(宮島福祉センター内) ☎㉟2785・☎㉟2661
認知症介護相談 ㊦	10日(火)	13時30分～15時	あいプラザ	☎㉟2785・☎㉟2661
認知症介護相談 ㊧	24日(火)	13時～16時	大野支所	※各事務所では、ボランティア相談、福祉総合相談も随時行っています
司法書士法律相談 ㊦	11日(水)	13時～16時	あいプラザ	
障がいに関する総合相談 ㊧	月～金曜日	9時～17時	障がい福祉相談センター(あいプラザ内)	障がい福祉相談センター「きらりあ」 ☎㉟0224・☎㉟0225
教育相談 ㊧	月～金曜日	9時30分～16時30分	廿日市市子ども相談室	☎㉟8061・☎㉟8062
		8時30分～17時15分	教育指導課	☎㉟9209
いじめ110番 ㊧	月～金曜日	9時30分～16時30分	☎(0120)080110(通話料無料) ※受付時間外は留守番電話の対応になります	
高齢者の総合相談 ㊧ 介護予防や生活の中での困りごと、介護保険、虐待など	月～金曜日	8時30分～17時15分	地域包括支援センターはつかいち ☎㉟9158・☎㉟1999 地域包括支援センターさいき ☎㉟2828・☎㉟0415 佐伯さつき会よしわせせらぎ園 ☎㉟2377・☎㉟2379 地域包括支援センターおおの ☎㉟0251・☎㉟1307 いもせ聚楽会宮島ふれあい ☎㉟0250・☎㉟0881	
ちょっとひと息 医療とふくしの相談室	26日(水)	13時30分～15時	中央市民センター	地域包括支援センターはつかいち ☎㉟9158 ※廿日市市五師士会共催
生活困りごと相談 ㊧ 生活や仕事などの相談	月～金曜日	9時～17時	市役所 1階生活福祉課	はつかいち生活支援センター ☎㉟4080
子どもに関する定期巡回相談室 ㊦	11日(水)	10時～15時	あいプラザ	子育て支援課 ☎㉟9153 ※児童福祉司・児童心理士による相談
家庭児童相談 ㊧ 要保護児童・虐待など	月～金曜日	8時30分～17時15分	市役所 1階 子育て支援課	子育て支援課 ☎㉟9153 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
子育てに関する相談 ㊧	月～金曜日 土・日・祝・休日	8時30分～17時15分	廿日市子育て支援センター(あいプラザ内)	廿日市子育て支援センター ☎㉟1612・☎㉟1613
		10時～12時、13時～17時		
		10時～17時	阿品子育て支援センター(あいあいキッズ(フジグランナタリー内))	あいあいキッズ ☎㉟1516
	月～金曜日	9時～15時	大野子育て支援センター(深江保育園内)	大野子育て支援センター ☎㉟0356
電話育児相談 ㊧ 市内各保育園で実施	月～金曜日 13時～17時	保育園 電話 ファクス	保育園 電話 ファクス	保育園 電話 ファクス
		佐方 ☎0858 ☎5603	宮園 ☎6126 ☎3205	友和 ☎0834 ☎0672
		廿日市 ☎0112 ☎1638	串戸 ☎0970 ☎5706	津田 ☎0952 ☎0939
		奈良 ☎1165 ☎7521	地御前 ☎0273 ☎3262	吉和 ☎2470 ☎2460
原 ☎6135 ☎1616	阿品台東 ☎0618 ☎6111	深江 ☎0328 ☎0356		
宮内 ☎0671 ☎1636	阿品山西 ☎0351 ☎4031	池田 ☎5206 ☎2018		

施設の催し情報

木材利用センター ☎㉟2393

申し込み・問い合わせは、木材利用センターに電話をしてください。
 開催場所は全て木材利用センターです。汚れても良い服装で来てください。
 教室情報は、市ホームページにも掲載しています。

リサイクルプラザ (エコセンターはつかいち内) ☎㉟0266

とき ①9時30分～12時
 ②13時30分～16時
参加費 各100円※草木染めは別途費用が必要。サンドブラストはカットイングシート代が大きさに応じて100円～必要です。牛乳パックはエコセンターでも用意があります
定員 各10人
申込方法 各講座の受付開始日から、電話で。

教室名	とき	参加費	定員	対象・内容
けん玉教室	5月8日(日) 10時～12時	300円	30人	園児(保護者同伴)～一般向け けん玉先生によるレッスン。
けん玉教室	5月14日(土) 14時～16時	300円	30人	園児(保護者同伴)～一般向け けん玉先生によるレッスン。
けん玉ペイント教室	5月14日(土) 14時～15時	1,500円	10人	園児(保護者同伴)～一般向け ペンやマジックで世界で一つのけん玉を作ります。
木の枝でモビールづくり	5月15日(日) 10時～12時	500円	15人	園児(保護者同伴)～小学生 木の枝を使った創作教室。

講座名	とき	持ってくるもの	受付開始日
草木染め	5月10日(火) ②	エプロン、ゴム手袋、布・薬品代(～900円)	5月2日(月)
古い布から草履作り	5月19日(木) ①・②	はさみ、洋裁道具(針・糸・裁ちばさみ)、物差し(30cm～)、鉛筆	5月12日(水)
和服からリフォーム～作務衣・ベスト作り～	5月25日(水) ②	ほどいてアイロンをかけた古い和服、洋裁道具、はさみ	5月18日(水)
サンドブラスト～花瓶・ランプ作り～	5月26日(木) ①・②	お気に入りの瓶など	5月19日(木)
牛乳パックを使って六角形の椅子づくり	6月1日(水) ②	牛乳パック(1ℓの開いていないもの)×54個、布(60cm×100cm)、はさみ、カッター、ナイフ	5月25日(水)

BOAT RACE 宮島

5月 宮島競艇施行組合 ☎㉟1122

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

○：レース開催日 ■：場外発売

5月のおはなし会

	ところ	とき	対象
小さい子のためのおはなし会	はつかいち市民図書館	6日(金)、20日(金) ①10時30分～②11時	乳幼児
おはなし会	はつかいち市民図書館	14日(土)、28日(土) 11時～	幼児～ 小学校低学年
	大野図書館	28日(土) 14時～	
	さいき図書館	14日(土) 10時30分～	
ストーリーテリング	はつかいち市民図書館	21日(土) 11時～	幼児～大人

図書館

図書館	開館時間	5月の休館日
はつかいち市民図書館 ☎㉟0333	月～金曜日 9時～19時 土・日・祝・休日 10時～18時	1日(日)、26日(水)
大野図書館 ☎㉟1120	10時～18時	毎週月曜日、26日(水)
さいき図書館 ☎㉟1011	10時～18時	

消費生活

消費生活相談 ☎㉟1841

とき 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～12時、13時～16時
ところ 廿日市市消費生活センター(市役所6階産業振興課内)

相談内容

引越しをするため業者に見積もりを頼んだ。安かったのですがその場で契約すると、梱包用の段ボールを置いて帰った。その後、参考のため別の業者に見積もりを依頼したところ、最初の業者より安く、掃除もしてくれるというので、契約する旨を伝えると「段ボールはうちから送り返します」と持って帰った。
 最初の業者にはキャンセルの電話をしたが、2、3日して「なぜ段ボールを送り返してきたのか、キャンセル料を請求する」という電話があった。どうしたらよいか。(30歳代 男性)

アドバイス

標準引越運送約款によると、荷送人(客)側の原因で解約や延期となった場合、事業者は、前日ならば見積書に記載した運賃の10%以内、当日では20%以内の手数料を請求できることになっています。このケースでは、2日以上前にキャンセルの電話をし、段ボールも返しているのに、手数料や違約金は負担しなくてよいと考えられること、もし請求があれば再度相談するよう助言しました。
 引越し業者を選ばずには、複数の業者から見積もりを取り、作業員数や補償などの価格以外の条件もよく検討することが大切です。契約時には、見積書を受け取ることも必ず約款を確認し疑問点があれば事業者に聞きましょう。
 標準引越運送約款では、引き渡しから3カ月経過すると、引越し荷物の紛失や損傷があっても事業者は免責となります。困った時は廿日市市消費生活センターに相談してください。

(広島県環境県民局消費生活課発行「くらしのフレッシュ便」平成28年3月号より)